

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例(平成22年条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(固定資産税の減免の額及び期間)</p> <p>第7条 町長は、平成32年3月31日までに建設又は新たに取得し改修し、かつ、地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に定められた固定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された民間集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった初年度に限り、当該固定資産税を全額免除する(ただし、同法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(固定資産税の減免の額及び期間)</p> <p>第7条 町長は、令和4年3月31日までに建設又は新たに取得し改修し、かつ、地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に定められた固定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された民間集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった初年度に限り、当該固定資産税を全額免除する(ただし、同法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)</p> <p>2～4 (略)</p>